

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します。

※令6年5月末現在

①派遣労働者の数	4名
②派遣先の数	19件
③マージン率	37.15%
④マージン率に含まれる費用	<ul style="list-style-type: none">・社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）・福利厚生費（有給休暇、健康診断等）・教育研修費・会社運営費・営業利益
⑤労働者派遣に関する料金額の平均額	14,301円（1日 8時間当たり換算）
⑥派遣労働者の賃金額の平均額	8,988円（1日 8時間当たり換算）
⑦教育訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・ビジネスマナー ・パソコン研修・コミュニケーション研修 ・業務改善研修・添乗業務訓練
⑧労使協定の可否	締結済み
⑨労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
⑩労使協定の有効期間の終期	2025年3月31日
⑪キャリアコンサルティング相談窓口	代表窓口：0980-82-5010

